

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	子ども医療費の助成に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊中市長

## 公表日

令和5年6月30日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 住民情報系の各業務システム、中間サーバー ）
-------------	---

### システム3

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 団体内統合宛名番号管理機能 各業務システムにおける個人を特定する各々の番号を、同一個人の番号として団体内統合宛名番号へ紐付けて一本化し、その情報を保管、管理する。</li> <li>2 団体内統合宛名番号と個人番号の紐付け機能 他の機関への情報照会を行う際に使用する個人番号と団体内統合宛名番号を紐付ける。</li> <li>3 中間サーバー連携機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う中間サーバーにおいて、団体内統合宛名番号と符号の紐付けを行うため、中間サーバーへ団体内統合宛名番号を連携する。</li> <li>4 庁内連携システム連携機能 個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、各業務システムにおける個人を特定する番号を庁内連携システムから宛名システムへ連携し、団体内統合宛名番号と各業務システムにおける個人を特定する番号の紐付け及び団体内統合宛名番号と個人番号の紐付けを行う。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 中間サーバー ）

### システム4

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である個人番号対応符号(以下、「符号」という。)と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報を情報照会し、照会した情報を受領する。</li> <li>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他の機関からの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</li> <li>4 既存システム接続機能 中間サーバーと各業務システム及び宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等を連携する。</li> <li>5 情報提供等記録管理機能 どこの機関がいつ誰の何の情報を照会したか等、特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>6 情報提供データベース管理機能 他の機関との情報連携を行う際に必要となる提供すべき特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</li> <li>7 情報提供ネットワークシステムとのデータ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</li> <li>8 セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能や鍵情報等のセキュリティを管理する。</li> <li>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> <li>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</li> </ol>



6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	子ども医療費助成対象の児童及びその保護者
その必要性	子ども医療費助成に関する記録を正確かつ統一的に行い、子ども医療費助成の認定・支給に関する事務処理を適切に行う必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 口座情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>【個人番号】【その他識別情報(内部番号)】 ①本人確認のため ②内部情報照会の索引とするため</li> <li>【4情報(氏名、性別、生年月日、住所)】【その他住民票関係情報】 ①本人確認資料のため ②申請内容確認のため ③請求権利者の確認のため</li> <li>【連絡先(電話番号等)】 ①届出内容に不明点があった際の問合せのため</li> <li>【地方税関係情報】 ①公費負担区分判断のため</li> <li>【健康・医療関係情報】 ①給付状況の確認のため</li> <li>【医療保険関係情報】 ①受給資格の確認のため</li> <li>【児童福祉・子育て関係情報】 ①受給資格の確認のため</li> <li>【口座情報】 ①償還金等の口座振込先確認のため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。

⑤保有開始日		平成28年6月	
⑥事務担当部署		こども未来部 子育て給付課	
<b>3. 特定個人情報の入手・使用</b>			
①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (住民票担当部署、地方税担当部署、保険担当部署) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (各医療保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村、地方公共団体システム機構) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 (受給資格調査に係る調査先(受給者の配偶者の勤務先、児童福祉施設) )	
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 電子申込システム )	
③使用目的 ※		子ども医療費助成の受給資格の認定・支給に関する事務の適切な実施のため。	
④使用の主体	使用部署	子育て給付課	
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【資格】 1 住民票の異動・出生等に伴う資格情報の管理 2 公費負担区分判定のための所得情報の管理 【支給】 1. 疾病等に伴う給付状況及び損害賠償や不正利得との給付調整の管理 2. 各種申請書・証明書を発行・管理する機能。	
情報の突合		住所・氏名・生年月日等を基に突合し、宛名番号・団体内統合宛名番号をそれぞれ紐付けする。他の機関等への情報提供や情報照会の際に、個人を特定するために利用する。	
⑥使用開始日		平成28年6月22日	
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>			
委託の有無 ※		<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <選択肢> ( ) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1		子ども子育て支援システム保守	
①委託内容		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守・レベルアップ作業、年次処理の立会、職員からの問い合わせに対する調査、定例報告会(年4回)の実施等	
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	



	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ
<b>委託事項2</b>		庁内連携システム・宛名システムの保守
①委託内容		庁内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ
<b>委託事項3</b>		窓口関連委託業務
①委託内容		窓口受付、電話対応、システム入力、通知書発送等
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社パソナ
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項4</b>		電子申込システムの保守
①委託内容		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社NTTデータ関西
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### ○資格関連情報

資格状態・申請日・申請理由・判定理由・却下日・却下理由・判定基準日・認定日・交付日・証期間開始日・証期間終了日・統計期間開始日・統計期間終了日・年齢到達日・変更申請日・変更日・変更理由・消滅日・消滅理由・廃止日・返還日・返還理由・停止理由・停止解除理由・認定処理日・消滅処理日・証印字開始日・公費負担区分・公費法制番号・公費負担者番号・入通院区分・受給者番号・所得判定結果区分・対象者氏名・対象者生年月日・対象者性別・対象者住所・対象者住基異動日・対象者宛名区分・通知書送付先住所・通知書送付先氏名・連絡先電話番号

### ○レセプト情報

給付区分・伝票区分・診療年月・支払申請日・医療機関名・医療機関コード・連絡先・採択区分・診療科・入外区分・日数・内長期・過誤依頼日・調整事由・食事療養費・食事回数・長期・特定疾病・関連番号・保険者名・保険者コード・給付割合・附加給付・課税区分・事業区分・公費負担区分・主たる障害区分・法制番号・支払先・診療年齢・支払予定日・支払日・支払区分・支払状況・口座情報・そう診療報酬点数・自立支援に係る点数・公費負担額・保険者負担額・自己負担額自立支援・自己負担額自立支援以外・薬剤一部負担額・食事療養費・食事療養費長期・算出自己負担額・高額療養費・附加給付額・対象一部負担額・対象一部自立支援・対象一部自立支援以外・府単非助成額・市単助成額・その他負担額・最終自己負担額・医療費助成額

### ○口座情報

金融機関名・金融機関コード・支店名・支店コード・口座種別・口座名義人・口座番号

### ○健康保険情報

保険者名・保険者番号・保険種別・被保険者氏名・保険記号・保険番号・保険資格取得年月日

### ○福祉世帯情報

受給者との関係、福祉世帯員宛名コード、本人宛名コード、地方税情報

### ○個人番号管理情報

宛名コード、個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、更新日時、更新年月日

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

子ども医療費助成ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。</li> <li>・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。</li> <li>・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。</li> <li>・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。</li> <li>・個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。</li> <li>・特定個人情報が含まれる申込をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。</li> </ul> <p>システム連携で入手するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人を特定する番号により正確に対象者の情報と紐づき、対象者以外の情報を入手できないようシステム上で担保している。</li> <li>・庁内連携システムを通じて入手する場合は、あらかじめ提供先の担当部署から提供を受ける項目について許可を受け、許可された項目以外を連携しないようにシステムで制御している。</li> </ul> <p>全般</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへの入力や取込後は、確認用帳票を出力し、複数人で確認を行っている。</li> </ul>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

#### 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

不適切な方法で入手が行われるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面以外の方法(口頭・電話・メール等)では届出を受領しない。</li> <li>・システムを利用できる職員を限定し、IDとパスワードによる認証を実施している。また、認証後においてもそのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</li> </ul>
入手した特定個人情報が不正確であるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カードや個人番号カード等の提示をもって、個人番号の真正性を確認している。</li> <li>・届出書等と照会・照合情報との相違がある場合は、届出者等に聞き取りを行い、届出内容を補正し正確性を確保している。</li> <li>・システムへの入力、削除および訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除および訂正を行った者以外の者が、必ず入力、削除および訂正した内容を確認している。また、入力、削除および訂正した者と確認した者の双方の記録を残している。</li> <li>・個人を特定する番号により対象者の情報を正確に対応付けることをシステム上で担保しており、さらに入手した情報が正確に対応付けされていることを職員が確認している。</li> </ul>
入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口において、記載中の届出内容を他人から覗かれないよう目隠しのパーティションを設け、手続き中の特定個人情報が漏えいしないための措置を実施している。</li> <li>・届出においては、本人又は本人の代理人から直接書面を受領することを原則とし、郵送の場合は担当部署が印刷された返信用封筒を利用する等、確実に担当部署に送付されるよう案内を行っている。</li> <li>・届出書等の紛失等を防ぐため、受け付けた書類はクリアファイルや専用のカゴに入れて管理し、処理後は専用のバインダーに綴って保管している。</li> <li>・他部署とのシステム連携においては、庁内連携システムを介して行い、情報の搾取、奪取の防止、および正確性担保のため庁内の専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。</li> <li>・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。</li> <li>・個人情報の記載のある文書は、必ず鍵付きの書庫に保管している。</li> </ul>

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><b>【宛名システム等における措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名システムには、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。</li> <li>・庁内連携システムでは、保有するデータベースにおいて入手元の情報と情報項目の対応付けを予め設定しており、庁内連携システムから情報を入手する際には、庁内連携システムが事務と情報項目の対応付けに従って情報を受渡することで、事務に必要な情報以外の入手を防止し、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けができないようにしている。</li> </ul> <p><b>【事務で使用するその他のシステムにおける措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども子育て支援システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。</li> <li>・管理者以外は、中間サーバーに直接アクセスすることができないようシステムで制御している。</li> <li>・管理者以外は、庁内連携システム内の統合データベースには直接アクセスすることができないようシステムで制御している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。</li> <li>・各システムにおいて、担当者ごとに使用できる権限を設定することで、不正使用への対策を実施している。</li> <li>・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除している。</li> <li>・子ども子育て支援システム <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末に生体情報とパスワードで認証</li> <li>・システムにIDとパスワードで認証</li> </ul> </li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末にはIDと生体情報で認証</li> <li>・システムにはIDとパスワードで認証</li> </ul> </li> <li>・中間サーバー・団体内統合宛名システム <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末には生体情報とパスワードで認証</li> <li>・IDカードとパスワードで認証</li> </ul> </li> <li>・共通基盤システム <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども医療担当者は直接アクセスできないよう制御</li> </ul> </li> <li>・電子申込システム <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末にはIDと生体情報で認証</li> <li>・システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンでの認証。</li> <li>・システムのパスワードはシステム管理者が管理。</li> </ul> </li> </ul>
その他の措置の内容	<p><b>【アクセス権限の発行・失効管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除する。</li> <li>・事務区分および事務権限に対応したアクセス権限を付与している。</li> <li>・事務処理ごとに更新権限と照会権限の必要有無を切り分けており、事務に必要な権限を必須で申請するものとしており、申請に対して、管理者が申請内容を確認の上、決裁と権限の付与を行っている。</li> <li>・共有IDは発行せず、必ず個人に対しユーザーIDを発行する。</li> <li>・パスワードは1年ごとに変更をかける運用を徹底している。</li> <li>・権限を有していた職員の異動退職情報を管理者が確認し、異動・退職があった際には権限を失効させる。</li> </ul> <p><b>【特定個人情報の使用の記録】</b></p> <p>下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども子育て支援システム</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>・共通基盤システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・中間サーバー</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>従業者が事務外で使用するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務外での使用の禁止や未使用時ログオフの徹底等を年1度の個人情報保護研修(セキュリティ研修)で指導している。</li> <li>・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。</li> <li>・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。</li> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、必要に応じて確認している。</li> <li>・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。</li> </ul> <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。</li> <li>・サーバー室の立ち入りやサーバへのログオン権限を限られた職員にしか設定していない。</li> <li>・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持たない者はアクセスできない。</li> <li>・統計処理のためデータの抽出を行う際は、利用可能な端末や操作者を限定し、操作ログを取っている。</li> <li>・連携作業のため媒体へ連携データを抽出する際は、利用可能な媒体、端末、操作者を限定し、操作ログを取っている。</li> <li>・スクリーンセ이버等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。</li> <li>・端末のディスプレイを、来庁者から覗き見できないよう措置を講じている。</li> <li>・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、事務処理後速やかに廃棄している。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている。</li> </ul>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ] 委託しない</span>	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の禁止又は制限</li> <li>・個人情報等の漏えい防止及び事故防止の措置</li> <li>・個人情報を漏えいする行為による罰則の適用</li> <li>・データの他目的利用及び第三者への提供の禁止</li> <li>・データの複写、複製の禁止</li> <li>・データの管理義務</li> <li>・作業場所、作業場所における責任体制、作業範囲の明確化</li> <li>・事故発生時における報告義務</li> <li>・立入検査</li> <li>・データ及びドキュメントの保管、返却及び廃棄消去</li> <li>・個人情報の秘密保持義務</li> <li>・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、委託先と協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして承認した場合のみ例外的に認めることとしている。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	





<p>リスクに対する措置の内容</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク  &lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>○入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク  &lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>○入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク  &lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。  ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。  ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p><b>【物理的対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。</li> <li>・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。</li> <li>・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。</li> <li>・監視設備として監視カメラ等を設置している。</li> <li>・サーバ室への入室は生体認証を実施している。</li> <li>・サーバは専用のサーバラックに設置し、耐震補強を行うとともに、施錠管理している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。</li> <li>②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</li> </ol> <p><b>【技術的対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。</li> <li>・実施機関内の他システムとの連携においては、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。</li> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。</li> <li>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。</li> <li>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。</li> </ol>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。</li> <li>・年1回の情報セキュリティ研修の受講を義務付けるほか、職員に情報セキュリティハンドブックを配布している。</li> <li>・委託業者については、「個人情報の保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	こども未来部 子育て給付課 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第二庁舎3階) 電話番号 06-6858-2221
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応についての記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月30日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	
令和3年6月30日	Ⅱ-3-① 入手元	[○]評価実施期間内の他部署( ) [○]行政機関・独立行政法人等( ) [○]地方公共団体・地方独立行政法人( )	[○]評価実施機関内の他部署(住民票担当部署、地方税担当部署、保険担当部署) [○]行政機関・独立行政法人等(各医療保険者) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(各市町村、地方公共団体システム機構)	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和3年6月30日	Ⅱ-4-委託事項1-③ 委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	Ⅲ-3(リスク2) 具体的な管理方法	・子ども子育て支援システム 端末にIDカードとパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・共通基盤システム・団体内統合宛名システム 児童手当担当者は直接アクセスできないよう制御 ・中間サーバー IDカードとパスワードで認証	・子ども子育て支援システム 端末にIDカードとパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末にはIDカードまたは生体情報とパスワードで認証 IDカードとパスワードで認証 ・共通基盤システム 児童手当担当者は直接アクセスできないよう制御	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更に当たらない
令和3年6月30日	Ⅲ-8 実施の有無	[○]外部監査	[ ]外部監査	事前	
令和3年12月24日	I-5-② 法令上の根拠	・番号法 第19条第8号	・番号法 第19条第9号	事後	
令和4年6月30日	I-2(システム6) ①システムの名称	—	電子申込システム	事前	
令和4年6月30日	I-2(システム6) ②システムの機能	—	個人番号カードの署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	事前	

令和4年6月30日	Ⅱ-3 ②入手方法	[ ]その他	[ ○ ]その他(電子申込システム)	事前	
令和4年6月30日	Ⅱ-4 委託の有無	3件	4件	事前	
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項4)	—	電子申込システムの保守	事前	
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項4) ①委託内容	—	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等	事前	
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項4) ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事前	
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項4) ③委託先名	—	株式会社NTTデータ関西	事前	
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項4)-再委託 ④再委託の有無	—	再委託しない	事前	
令和4年6月30日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。</li> <li>・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。</li> <li>・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。</li> <li>・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。</li> </ul> <p>個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等 複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。</p>	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。</li> <li>・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。</li> <li>・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。</li> <li>・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。</li> <li>個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等 複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。</li> <li>・特定個人情報が含まれる申込をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。</li> </ul>	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない

令和4年6月30日	Ⅲ-3-リスク2 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども子育て支援システム 端末にIDカードとパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証</li> <li>・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末にはIDカードまたは生体認証とパスワードで認証 IDカードとパスワードで認証</li> <li>・共通基盤システム こども医療担当者は直接アクセスできないよう制御</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども子育て支援システム 端末に生体情報とパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証</li> <li>・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末には生体情報とパスワードで認証 IDカードとパスワードで認証</li> <li>・共通基盤システム こども医療担当者は直接アクセスできないよう制御</li> <li>・電子申込システム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンでの認証。 システムのパスワードはシステム管理者が管理。</li> </ul>	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和4年6月30日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和4年6月30日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	○入手した特定個人情報が不正確であるリスク ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	○入手した特定個人情報が不正確であるリスク ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	I-2(システム6) ②システムの機能	個人番号カードの署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	個人番号カード用または移動端末設備用の署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和5年6月30日	Ⅲ-4 規定の内容	豊中市個人情報保護条例、豊中市個人情報保護条例施行規則及び、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-9 具体的な方法	・委託者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	・委託者については、「個人情報の保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅳ-1-② 請求方法	豊中市個人情報保護条例に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更